○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市吾平町上名字新地牟田四二九の一、四二九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市折口字西平八一の六、八一の九、八六、八六の一、八七、八八、九〇、出水郡長島町城川内字仮屋ノ上七六二の二、鷹巣字堂崎四一六二の五、字堀ノ内四一七四の二、四一七八の二、四一七九の三、四一八一、四一八二の一、四一八二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁並びに阿久根市役所及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市大川字ヱゴサキ八五二二、字北平八七二一、八七二二、八七二四、出水市下大川内字前平一三二、字飛久留一二五八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市輝北町上百引字段八五九、八六六の四、八六七の一、八六七の二、八九一、字後ヶ谷九六一、九六七から九六九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字久住字平木三九九一の五六から三九九一の五九まで・三九九一の六一・三九九一の六二・三九九一の六九から三九九一の七一まで・三九九一の九五・三九九一の九六・三九九一の九八・三九九一の一〇九・三九九一の一一〇・三九九一の一一四・三九九一の一一六・三九九一の一二〇・三九九一の一二二・三九九一の一二四・三九九一の一二八・三九九一の一三二・三九九一の一三四・三九九一の一四二・三九九一の一四四（以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。）、三九九一の一一一、三九九一の一二六、三九九一の一四六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉字岩渕六の二二・六の二三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市宇山字大丸一二四五の一八、字東山二一五八の五〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県小田郡矢掛町東三成字東山三八八の一五〇、三八八の一五一、字大谷三九七三の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸市大井字ヘラ石乙四八八の一九、乙四八八の二一から乙四八八の二三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡日高村沖名字梅ノ木一一五五の四、一一五五の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村葛島一八七九の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため